

「にいがた食の逸品アワード 2026」 募集案内

1. 開催目的

本事業は、県内の生産者や食品関係事業者の加工食品の開発及び改良に向けた意欲を醸成するとともに、地域の特長を活かしたこだわり商品を発掘・表彰し、高質系市場での販路拡大を支援することで、更なる高付加価値商品が生み出される環境を整備していくことを目的とします。

2. 募集要件

「全国に向けて販路開拓・拡大を目指している商品」が対象で、以下の要件をすべて満たす商品・事業者であることが必要です。

【商品要件】

(1) 中小事業者が県内で加工・製造し県内外で販売可能な商品（生鮮品除く）

※「中小事業者が加工・製造し県内外で販売可能な商品」とは、以下のいずれかに該当するものとします。

① 主要な原材料が県産であって、商品の加工または製造が県内事業者によって行われている。

（例：佐渡のおけさ柿を佐渡市内で加工したジャム）

② 主要な原材料が県産であって、県外の事業者により加工または製造された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われている。（例：佐渡のおけさ柿を長野県で加工したジャムを新潟県に本社のある小売事業者が販売）

③ 主要な原材料が新潟県外産であって、商品の加工または製造が県内事業者によって行われている商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われている。（例：広島県産牡蠣を使用し、オイル漬け加工や缶詰を県内事業者が実施し、県内事業者の名前で販売している）

④ 主要な原材料が新潟県外産であって、その加工または製造の最終段階を県外事業者が行っており、その販売を県内事業者が行っている場合は、新潟県特有の文化や技術を活かした商品。

（例：北海道産小豆（製餡も県外事業者）及び県外産もち米を使用し、県外の事業者が製造した笹団子を県内事業者が販売している）

(2) 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、特許法、商標法等関係法令に違反しない商品。

(3) 過去に県及び公的な団体が実施した同様のコンクールで受賞実績のない商品。

(4) 今後、県内外に向けた販路開拓を進めたい商品。

(5) ホームページ等で広く一般に公表することが可能な商品。

(6) 直近1年以内に細菌検査を受け基準値以下であることが確認された商品。

※開発中及び改良中の商品でも応募が可能です。ただし審査会では試食を伴うため、試食可能な状態であることが必要です。また、商品は一次審査（12月17日（木））までに販売を開始してください。

【事業者要件】

(1) 食品製造事業者の場合、HACCPに沿った衛生管理を遵守していること。

(2) 関係法令や公序良俗違反が無いこと。

(3) 申込日から1年以内に食品衛生法に基づく文書による行政処分（営業許可取消命令・営業禁止命令・営業停止命令・改善命令・物品廃棄命令）を受けていないこと。

(4) 申込日から1年以内に「食品等自主回収（リコール）報告制度」により商品の回収を行っている場合、同商品を出展しないこと。（ただし、同商品のリコール原因が除去され安全性が担保出来ている場合はこの限りではない）

- (5) P L 保険（生産物賠償責任保険）または P L 補償が含まれたビジネス総合保険に加入していること。
- (6) 新規取引を開始できる十分な生産体制を有すること。
- (7) 財務面で事業継続に重大な懸念が無いこと。

【1 事業者当たりの応募可能数】

応募できる数は、1 事業者につき 2 商品まで。※味が異なる場合は 1 つの味につき 1 点

【募集区分】

募集商品の区分は以下の通り

①加工食品・調味料 ②菓子 ③日配品 ④冷凍食品 ⑤飲料

3. 審査方法

- ・県内外の流通関係者から応募商品を評価し受賞商品を決定します。
- ・審査は一次審査（申込書類・サンプル商品による審査）と 2 次審査（事業者プレゼン有）に分けて実施する予定です。※
- ・バイヤー目線で「自社の店舗に置きたいか」「この商品は自社以外の高質系店舗で広く採用される見込みがある商品か」という視点で審査を行います。

【審査の観点】

一次審査	商品に関する審査	安全・安心、商品のわかりやすさ、商品の扱いやすさ、価格、商品力（こだわり・提供価値・新規性）、味
二次審査	商品及び事業者に関する審査	一次審査の審査観点に加え、商品のストーリー、事業者の思い、事業者の衛生管理の状況、経営管理の状況等を加味して審査を行う

4. 入賞区分（想定）

- ・一次審査通過商品の中から二次審査を経て受賞商品を決定します。
- ・受賞区分は以下の通りです。（予定）

No.	区分（各 1 ずつ）	説明
1	大賞	一次通過商品の中で「最も広く高質系市場に流通すると思われる魅力的な商品」「大賞に次いで広く高質系市場に流通すると思われる魅力的な商品」を表彰する。
2	準大賞	
3	百貨店賞	一次通過商品の中で「最も県内外の百貨店へ流通すると思われる魅力的な商品」を表彰する。
4	ナチュラルショップ賞	一次通過商品の中で「最も県内外のナチュラルショップへ流通すると思われる魅力的な商品」を表彰する。
5	高質 SM・セレクトショップ賞	一次通過商品の中で「最も県内外の高質スーパー・セレクトショップへ流通すると思われる魅力的な商品」を表彰する。
6	うまいにまっすぐ！新潟賞	一次通過商品の中で「新潟県産の農林水産物の使用割合が高く魅力的な商品」を表彰する。
7	新商品賞	一次通過商品の中で「申込締切時点で販売開始から 1 年以内」の中で最も評価が高い商品を表彰する。

5. 特典

【入賞特典】

区分	特典内容
全受賞商品	①県アンテナショップや審査委員販売店舗での取扱い検討 ②県内地域商社による販路拡大支援（売込み） ③県・関係機関による入賞商品の周知 等
大賞・準大賞	①五味商店こだわり商品展示会への出展斡旋（出展料免除） ②翌年度スーパーマーケット・トレードショー等の展示会の出展費用減免

【参加特典】

- ・県内外の流通関係者と生産者・製造メーカー等との交流機会創出
- ・自社商品への委員による評価フィードバック

6. スケジュール

募集	令和8年11月25日（水）まで
一次審査	令和8年12月17日（木）
二次審査	令和9年 1月28日（木）
表彰式・交流会	令和9年 3月（予定）

7. 申込費用・方法

（1）申込費用

無料（試食サンプルの準備・発送に要する費用は申込者負担です）

（2）申込方法

以下の書類をご準備の上、E-Mail（宛先：shoku@nico.or.jp）にて送付してください。

- ①いがた食の逸品アワード参加申込書
- ②申込商品にかかる FCP シート
- ③商品・試食用サンプル※

※提出方法・提出時期等については、別途ご案内します。

※一次審査を通過した事業者においては、二次審査にあたり以下の書類の提出が必要です。

- ①事業者プレゼン資料（様式任意）
- ②直近2ヵ年度の貸借対照表・損益計算書の写し
- ③一般衛生管理計画書・工程フロー図・商品規格書（様式任意）

（3）その他

- ①細菌検査は県内の食品衛生検査機関で受けることが可能です。詳しくは以下の URL をご確認ください。

<https://niigata-shokkyo.com/suisho.html>（公益財団法人新潟県食品衛生協会 HP）

- ②食品表示ラベルについては、公益財団法人にいがた産業創造機構の食品表示相談事業で記載内容の相談が可能です。詳しくは以下の URL をご確認ください。

<https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/79666/>（公益財団法人にいがた産業創造機構 HP）